

「SMBC 日興証券 d ポイントサービス利用規約」の新旧対照表

改定後（新）	改定前（旧）
第 4 条（金融商品取引における d ポイントの利用） 1. お客さまは、当社が定める金融商品のお買付に、当社が定める換算率にて d ポイントを利用することができます。ご注文と同時に注文代金相当数の d ポイントが利用され、お取引の受渡日に、決済代金に充当されます。<u>なお、一か月間（月初日の当社所定の時刻から起算する当社所定の期間を指します）内に当社が受け付けたお買付の注文の累計でご利用いただける d ポイントは 5 万ポイントを上限といたします。</u> 2.～ 4. （省略）	第 4 条（金融商品取引における d ポイントの利用） 1. お客さまは、当社が定める金融商品のお買付に、当社が定める換算率にて d ポイントを利用することができます。ご注文と同時に注文代金相当数の d ポイントが利用され、お取引の受渡日に、決済代金に充当されます。<u>なお、一回のご注文でご利用いただける d ポイントは 3 万ポイントを上限といたします。</u> 2.～ 4. （省略）
<u>附則</u> <u>第 1 条（効力発生日）</u> 1. <u>本改定は、2026 年 1 月以降の当社が別途定める効力発生日より施行されます。当社は、インターネットの利用またはその他相当の方法により当該効力発生日を事前に周知いたします。</u> 2. <u>効力発生日の属する最初の月における第 4 条第 1 項の規定の適用については、効力発生日の当社所定の時刻から起算する当社所定の期間を「一か月間」とみなして同項の規定を適用するものとします。</u>	（新設）
<u>2025 年 11 月 19 日改定</u>	（新設）